

(震災対策編)

【 目 次 】

《震災対策編》

第1部 総則

第1章 計画の目的等	1-1-1
第1節 計画の目的	1-1-1
第2節 計画の性格	1-1-1
第3節 計画の理念	1-1-1
第4節 計画の修正	1-1-1
第5節 計画の周知	1-1-1
第2章 防災関連機関の業務の大綱	1-2-1
第3章 市民及び事業所の基本的責務	1-2-1
第4章 市の地域特性及び災害特性	1-4-1
第5章 災害の想定	1-5-1

第2部 震災予防

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備	2-1-1
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	2-1-1
第2節 津波災害防止対策の推進	2-1-7
第3節 防災構造化の推進	2-1-10
第4節 建築物災害の防災対策の推進	2-1-13
第5節 ライフラインの災害防止対策の推進	2-1-15
第6節 危険物災害等の防止対策の推進	2-1-18
第7節 津波防災研究等の推進	2-1-19
第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	2-1-20
第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	2-2-1
第1節 防災組織の整備	2-2-1
第2節 通信・広報体制の整備	2-2-3
第3節 地震・津波観測体制の整備	2-2-4
第4節 消防体制の整備	2-2-5
第5節 避難体制の整備	2-2-6
第6節 救助・救急体制の整備	2-2-11
第7節 交通確保体制の整備	2-2-14
第8節 輸送体制の整備	2-2-15

第9節 医療体制の整備	2-2-16
第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備	2-2-17
第3章 市民の防災活動の促進	2-3-1
第1節 防災知識の普及啓発	2-3-1
第2節 防災訓練の効果的実施	2-3-3
第3節 自主防災組織の育成強化	2-3-4
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2-3-5
第5節 防災ボランティアの育成強化	2-3-6
第6節 企業防災の促進	2-3-7
第7節 要配慮者の安全確保	2-3-8

第3部 震災応急対策

第1章 活動体制の確立	3-1-1
第1節 応急活動体制の確立	3-1-1
第2節 情報伝達体制の確立	3-1-7
第3節 災害救助法の適用及び運用	3-1-8
第4節 広域応援体制	3-1-9
第5節 自衛隊の災害派遣	3-1-10
第6節 技術者、技能者及び労働者の確保	3-1-11
第7節 ボランティアとの連携	3-1-12
第8節 災害警備体制	3-1-12
第2章 初動期の応急対策	3-2-1
第1節 津波予報及び地震情報の収集・伝達	3-2-1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	3-2-10
第3節 広報	3-2-11
第4節 消防活動	3-2-13
第5節 危険物の保安対策	3-2-14
第6節 水防・土砂災害等の防止対策	3-2-15
第7節 避難の指示、誘導	3-2-17
第8節 救助・救急	3-2-19
第9節 交通確保・規制	3-2-19
第10節 緊急輸送	3-2-20
第11節 医療・助産・メンタルケア	3-2-21
第12節 災害時要援護者への緊急支援	3-2-22
第3章 事態安定期の応急対策	3-3-1
第1節 指定避難所の運営	3-3-1
第2節 食料の供給	3-3-2

第3節	応急給水	3-3-3
第4節	生活必需品の給与	3-3-3
第5節	感染症予防対策	3-3-4
第6節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3-3-5
第7節	行方不明者の搜索、遺体の処理等	3-3-6
第8節	住宅の供給確保	3-3-6
第9節	文教対策	3-3-7
第10節	義援物資等の取扱	3-3-8
第11節	農林水産業災害の応急対策	3-3-8
第4章	社会基盤の応急対策	3-4-1
第1節	電力施設の応急対策	3-4-1
第2節	ガス施設の応急対策	3-4-3
第3節	上水道施設の応急対策	3-4-3
第4節	下水道施設の応急対策	3-4-4
第5節	電気通信施設の応急対策	3-4-4
第6節	道路・河川等の公共施設の応急対策	3-4-5

第4部 震災復旧・復興

第1章	公共土木施設等の災害復旧	4-1-1
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	4-1-1
第2節	激甚災害の指定	4-1-1
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	4-2-1
第1節	被害者の生活確保	4-2-1
第2節	被災者への融資措置	4-2-2

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第1節 計画の目的】に準じる。

第2節 計画の性格

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第2節 計画の性格】に準じる。

第3節 計画の理念

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第3節 計画の理念】に準じる。

第4節 計画の修正

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第4節 計画の修正】に準じる。

第5節 計画の周知

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第5節 計画の周知】に準じる。

第2章 防災関連機関の業務の大綱

※一般災害対策編【第1部 総則 第2章 防災関連機関の業務の大綱】に準じる。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

第1 市民

※一般災害対策編【第1部 総則 第3章 市民及び事業所の基本的責務 第1 市民】に準じる。

第2 事業者

※一般災害対策編【第1部 総則 第3章 市民及び事業所の基本的責務 第2 事業所】に準じる。

第4章 市の地域特性及び災害特性

第1 地勢

※一般災害対策編【第1部 総則 第4章 市の地域特性及び災害特性 第1 地勢】に準じる。

第2 気象

※一般災害対策編【第1部 総則 第4章 市の地域特性及び災害特性 第2 気象】に準じる。

第3 災害の特徴

※一般災害対策編【第1部 総則 第4章 市の地域特性及び災害特性 第3 災害の特徴】に準じる。

6 地震

鹿児島県本土は、九州地方でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、地震による災害の記録がない地域である。

しかしながら、大正3年の桜島の大爆発時には、多量の降灰、砂礫と強烈な地震の被害は、周辺数十キロメートルの地帯に広く広がっていること、及び鹿児島湾直下をはじめとした直下型地震の可能性も否定できないことから、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられるため、平常から地震被害に備える体制を整えておくことが必要である。

7 津波

鹿児島湾直下で大規模な地震が発生した場合、地震発生後 30 分以内に津波が到達し、本市沿岸では、津波高が 2.36m と予測される。

第5章 災害の想定

本計画の策定にあたり、鹿児島県及び本市において、過去の地震災害の発生状況を考慮するとともに、平成25年度に鹿児島県が実施した地震被害予測調査で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえるものとする。

本計画が前提とする想定地震（津波地震も含む）の概要は、次のとおりである。

- (1) 地震の規模等 下表のとおり
- (2) 地震の発生季節・時刻等 冬の深夜（午前1時頃）
- (3) 気象条件 晴れ 西北西の風

本想定では、多くの人たちが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊や転倒・落下物などによる人的被害が発生する危険性が最も高い「冬の深夜」とした。

表1-1 想定地震の概要

震源	鹿児島湾直下	南海トラフ	種子島東方沖	県西部直下
マグニチュード	7.1	9.1	8.2	7.2
最強震度	6弱	6弱	6弱	5弱
過去の地震	1914年 (M7.1) 桜島地震	1944年 (M8.2) 東南海地震	1996年 (M6.2) 種子島東方沖	1913年 (M5.7、5.9) 串木野

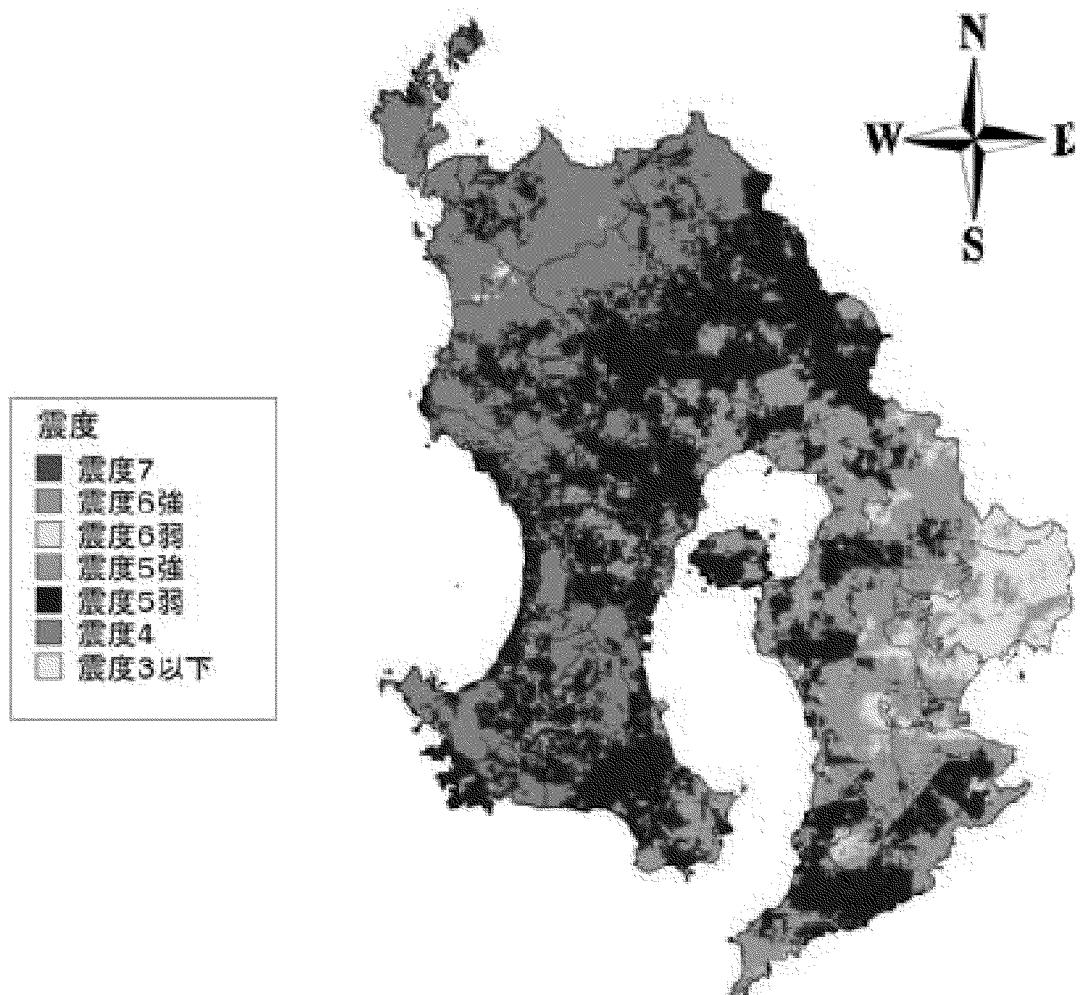
本計画では、本市に最も大きな被害をもたらすものと想定される種子島東方沖地震による被害の想定をする。種子島東方沖地震が発生した場合、最強震度6弱の揺れと津波の発生、及び沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されている。

表1-2 想定津波の最大津波高

想定地震の位置	気象庁 マグニチュード	津波高 (m)	到達時間 (分)
1 鹿児島湾直下	7.1	2.36	32
2 県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	1.52	237
3 甑島列島東方沖 【甑断層帯（甑区間）近辺】	7.5	1.77	160
4 県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	—	—

想定地震の位置	気象庁 マグニチュード	津波高 (m)	到達時間 (分)
5 南海トラフ 【西側】	9.1	3.2	81
6 種子島東方沖	8.2	2.21	104
7 トカラ列島太平洋沖	8.2	2.51	100
8 奄美群島太平洋沖 【北部】	8.2	2.25	197
9 奄美群島太平洋沖 【南部】	8.2	2.20	192
10 桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	1.80	46

■種子島東方沖地震



種子島東方沖地震による本市の被害想定

項目	被害想定結果	本市の被害の概況（復旧予想）
建物被害	建物棟数 43、600棟	・市内の建物のうち、約2,700棟が全・半壊する。
	全壊棟数 470棟	
	半壊棟数 2、200棟	
火災被害	無し	・延焼火災の危険性は少ないと想定される。
人的被害	死者 10人	・発災直後、市中心部周辺は、徒步帰宅者があふれる可能性がある。 ・避難者は被災1週間後が最大となる。
	負傷者 90人	
	重傷者 50人	
	避難者数 3、200人	
ライフライン被害	上水道 断水率 16%	・各地で断水が起こる。
	下水道 機能支障率 3%	・機能支障が発生した場合、水洗トイレが使用不可となる。
	電力 停電率 僅か	・僅かではあるが、停電が発生する。
	固定電話 不通回線率 僅か	・回線の混雑が1週間から10日程度続く可能性がある。
	ガス 供給停止率 2%	・供給停止戸数は少ないと想定される。
道路被害	70箇所	・津波が川を遡上することに伴い氾濫する。

※鹿屋市における被害は、鹿児島県の「地震等災害被害予測調査」をもとに想定

第1 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。このため、県及び市は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2 時間差発生等に備えた対応

1 基本的方針

(1) 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」(令和元年5月一部改訂)において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施によ

る日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方方が重要

- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、県及び市は、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

（2）異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から下表のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

県及び市は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

表 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(3) 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応

(ア) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、国（緊急災害対策本部長）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。県及び市は、当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(イ) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県及び市は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒対応」という。）をとるものとする。

(ウ) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

- a 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難
- b 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ
- c 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- d その他必要な措置

(エ) 避難の対象地域の検討

特別強化地域に指定されている市町村は、（ウ）のaに定める住民等の避難について検討し、その対象地域を次のとおり設定するものとする。

また、特別強化地域を除く推進地域に指定されている市においても、地域の状況等必要に応じ、住民等の避難について検討し、対象地域を設定するものとする。

なお、検討の結果、市の区域内に対象地域がない場合には、市推進計画にその旨明示するものとする。

a 事前避難対象地域

国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

b 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

c 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(オ) 避難指示等の発令

事前避難対象地域を設定した市は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、概ね次のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行うものとする。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、市が避難所の確保を行うものとする。

a 住民事前避難対象地域については避難指示

b 高齢者等事前避難対象地域については避難準備・高齢者等避難開始

(カ) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、県及び市は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

(ア) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、県及び市は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(イ) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

a 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

b 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

c その他必要な措置

(ウ) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

ウ 住民等への周知等

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- ・ 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

2 平時における対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

県及び市は、下図の伝達系統のとおり、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

図5.4.1

(2) 南海トラフ地震臨時情報等の周知

県及び市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるように、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

(3) 事前避難対象地域等の周知

県及び事前避難対象地域を設定した市は、平時から地域内の事前避難対象地域をホームページ、広報誌等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

3 巨大地震警戒対応の期間等

(1) 巨大地震警戒対応の期間

県及び市の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

(2) 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

(1) の巨大地震警戒対応の期間経過後、県及び市は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、4に定めるものと同様とする。

4 避難対策等

(1) 避難の実施における市の措置

市は、事前避難対象地域を設定している場合は、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

(2) 避難の実施における県の措置

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次のとおり避難の実施における措置をとる。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。

また、県は災害救助法の対象となる市が行う避難対策についての指導調整を行う。

ア 県の管理する施設を避難所として開設する際の協力

イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

(3) 避難所の運営等

県は、避難所の運営等について市からの応援要請に応じ次のとおり支援等を行う。

ア 避難所の運営に係る支援・協力等

避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。

イ 避難後の救護

避難者に対する食料、飲料水及び生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症予防、食品衛生、生活衛生及び動物保護対策等の必要な措置をとる。

5 関係機関等のとるべき措置

(1) 消防機関等

ア 市は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な支援を実施する。

(2) 警備対策

県警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

水道事業者は、飲料水の供給が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、水道事業者は同情報を把握し、状況の把握に努めた上で飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

イ 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、電力事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

ウ ガス

(ア) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を把握し、状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。

(イ) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

(ア) 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。このため、電気通信事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信を確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

(イ) 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用及び周知等に努める。

オ 放送

(ア) 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(イ) 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通やライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

(4) 金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(5) 交通対策

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知する。

なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努めるものとする。

(イ) 県及び市は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ及び広報誌等により情報提供する。

(ウ) 県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するよう、ホームページ等により周知する。

イ 海上

(ア) 第十管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに海上輸送路確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

(イ) 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

6 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達
<留意事項>

- a 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

(イ) 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置

- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水及び食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検及び整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等
情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる
庁舎等にあっては、その機能を果たすために必要な措置
- (イ) 社会福祉施設にあっては、次の事項
 - a 入所者等に対する保護の方法
 - b 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難
誘導実施責任者等
- (ウ) 病院にあっては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震
性・対浪性を十分に考慮した措置
- (エ) 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、次の事項
 - a 児童生徒等に対する保護の方法
 - b 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難
誘導実施責任者等

(2) 道路、河川その他の公共施設

ア 道路

市は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が
特に高いと予想されるものに留意するものとする。

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

市は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖
等津波の発生に備えた措置をとる。

なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要
な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定めるものとす
る。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震
度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとるものとする。

なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむをえない事由により工事
を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確
保を図るものとする。

7 滞留旅客等に対する措置

(1) 市

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

(2) 市以外の機関

市以外の機関で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「5 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに市町村が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

1 災害警戒本部等の設置

(1) 本庁

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

(2) 支部

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、管内市町村の体制等を考慮し、連協長があらかじめ定めた体制を設置する。

(3) 勤員の方法

職員の勤員は、下図のとおり実施するほか、すでに南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による勤員を行う。

図5．4．5

2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

市は、市ホームページ、ツイッター、FMプラぷら、かのやライフなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

(3) 留意事項

ア 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

イ 推進地域外の住民等への周知

市は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容等について周知を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

4 巨大地震注意対応の期間等

(1) 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける県及び市町村の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

(2) ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける県及び市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

5 その他

市は、市が管理する施設及び設備等の点検等日頃からの備えを再確認するものとする。

第2部 震災予防

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るために各防災事業を推進し、被害を未然に防止するとともに、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このような地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、斜面災害、液状化等の被害を受け易く、地震時においても土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止事業の推進

県及び市は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

（1）山地災害危険地区等

ア 危険箇所等の調査

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある区域を調査し、山地災害危険地区として把握している。

イ 防災事業の実施

県は、森林法に規定する国の森林整備保全事業計画に基づき、山地災害危険地区のうち、緊急度の高い箇所から計画的に治山事業を実施することとしている。

また、荒廃地、疎悪林等の早期復旧及び山地災害の発生のおそれのある荒廃危険地の災害未然防止のために、治山施設の適正な配備や防災林の適正な造成を行うとともに、保安林の機能向上を図るため、保安林整備を行う。併せて、森林法に規定する地域森林計画に基づき、山地災害防備機能を高めるための保安林を重点的に配備する。

市は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 土石流危険渓流

県は、土石流の発生の恐れがある危険渓流について、環境にも配慮しつつ施設の整備を進めており、今後も、危険度や緊急度の高い土石流危険渓流等から、逐次事業を実施する。

また、県は、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 地すべり危険箇所

県は、地すべり危険箇所の地すべり状況の観測と現地調査を進め、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から、逐次事業を実施する。

また、県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所

県は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から、逐次、事業を実施する。

また、県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切り、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れがある行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域

県及び市は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する為のがけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(6) 宅地造成工事規制区域

市は、宅地造成等規制法により、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定し、規制区域内では宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の団地について現地点検を行う。

(7) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、大隅地域振興局（建設部）において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から、順次、防災工事を実施する。

(8) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市長に通知するとともに公表し、区域の指定を行う。

市は、土砂災害防止法第7条に基づき、本地域防災計画において区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取り組みを行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅地分譲や老人ホーム、病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者等に対し移転等の勧告が可能となる。

(9) その他の災害危険箇所

市は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

2 砂防施設等の災害防止

砂防施設等管理者は、日常の巡視や点検を行い、既存施設の老朽化対策を推進するなどの確かな維持管理に努める。

3 災害危険箇所等の調査結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、大隅地域振興局（建設部・農林水産部）や消防機関、警察等関係防災機関等の協力の下に、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや住民の参加を得て行うように努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害

の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに安全安心課又は建設部担当課等に通報する。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 県地震被害予測調査（平成7～8年度）における地震等による斜面崩壊危険度等の県の想定予測結果を利用するとともに、市独自に新たに把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る指定避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、指定避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付を行う。

ウ 広報誌、市ホームページ、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等、あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

4 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区的自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

市は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区的住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与えるおそれのある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに指定緊急避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

市は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、以下の内容の避難計画を作成する。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にかけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

避難をする際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

オ 避難指示等の基準の設定

上記の斜面崩壊危険の把握調査や防災点検結果を基に、地震時の災害危険箇所における住民への避難指示等の基準を定めるよう努める。

(4) 避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携を取りつつ、適宜、地震時の斜面崩壊等を想定した避難訓練を実施するよう努める。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

県及び市は、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも 耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。地震時の斜面崩壊等を島しょ部の市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測されている。

したがって、今後、県及び市は、新規開発等の事業において以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

県、市等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

県及び市は、これまで、液状化対策に関し県民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、県民や関係方面への周知に努める。

第3 農地防災・保全施設の整備

農地災害等の防止対策

県は、ため池や農道橋などの農業用施設については、市と連携を図りながら、必要に応じて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。特に豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

また、県および市は、ダム・ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や指定緊急避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策に努める。

第4 宅地被害の防災対策

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化危険度マップ等の作成に努める。

また、市は、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第2節 津波災害防止対策の推進

津波対策については、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所、津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

第2 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設の整備方策

県においては、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全施設の整備を国・県へ要望していく。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

県及び市は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、地震及び津波災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、護岸施設の液状化対策の検討等を行う。

第3 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

県は、県地震被害予測調査（平成25年度）において、鹿児島湾、日向灘、奄美近海を震源とする3つの津波を想定した調査がなされた。この調査結果を下に、市への周知・指導を図るとともに、国の機関等の実施した津波関連調査についても適宜その結果を把握して津波対策に活用出来るように努める。

2 津波危険の把握

県は、県地震被害予測調査（平成25年）や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される市町村の津波災害危険予想地域の把握の指導に努める。

また、津波の危険性の高い市町村は、沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係わる時間及び避難路上の障害物の有無の把握
- (3) 指定避難所等の標高などの配置状況や堅牢度等の調査
- (4) 指定避難所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、非難階段の有無）
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の週上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難の指示等の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する避難指示等が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-ALET）、ララート、テレビ、ラジオ（コミュニティ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域もあるとの県地震被害予測調査（平成7～8年）結果に対応できるよう、市は、地震時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。

また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、指定避難所の標高などの配置状況や安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

県及び市は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、市民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

2 津波災害に関する知識の普及

日頃から津波に対する次のような注意事項を繰り返して周知する。

- (1) 震度4程度以上の地震を覚知したとき、または弱い地震であってもゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて正しい情報を入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

3 津波災害に関する防災訓練

(1) 防災訓練

津波災害の危険性の高い地区は、地域の実状に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練を行うほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 自主避難の啓発

津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、自主防災組織等を含めた防災訓練を実施する。特に、津波については個人による自主避難行動が重要であることから、その啓発に努める。

(3) 住民への指定避難所等の周知

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から指定避難所等を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

第1 防災的土地利用の推進

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第1 防災的土地利用の推進】に準じる。

第2 建築物の不燃化の推進

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第2 建築物の不燃化の推進】に準じる。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備

道路管理者は、地震災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮するよう、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する。

また、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

市は、延焼遮断帯となるとともに、災害時の避難地としての機能の強化が図られる都市公園等を計画的に配置・整備する。山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

2 共同溝等の整備

市は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

4 都市防災構造化対策の推進

市は、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地区については、道路・公園・河川・港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業と連携し、都市の防災化対策を推進する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修は、これまでのパンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

これまでに実施している定期報告制度や、年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

4 屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」として一定規模以上の屋外広告物に対して、県により広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準を設けている。そのため、地震時の落下等による公衆への危害を防止するため、設置者による点検等、指導を県とともに推進する。

5 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。道路管理者においては、道路上の違法設置の撤去を指導するとともに、設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第4節 建築物災害の防災対策の推進

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災拠点施設の安全性の確保

1 公共施設の安全性の確保

（1）防災管理体制の確立

- ア 防火管理者の設置
- イ 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）
- ウ 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等
自主防災管理体制の整備に努める。更に関係機関との連絡体制も整備する。

エ 防災施設、設備の整備

- （ア）不燃化、耐震化の促進
 - （イ）消防用設備等の整備
 - （ウ）防災施設、設備の点検整備
- オ 幼稚園、保育園の耐震診断の実施及び耐震化の促進
 - カ 非構造部材を含む耐震対策及び老朽化に係る計画的な整備による安全確保
 - キ 防災拠点施設等の機能強化
 - （ア）行政庁舎及び防災拠点施設の設置の複数化
 - （イ）データベースの管理体制の強化

（2）指定緊急避難場所となる公共施設の建築

公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

第2 一般建築物の安全性の確保

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第4節 建築物災害の防災対策の推進 第2 一般建築物の安全性の確保】に準じる。

4 市民等への意識啓発

市は、市民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

第5節 ライフラインの災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、地震・津波災害に強い施設を整備するとともに、的確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多量化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、震災に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- (4) 浄水場等の堅牢化・停電対策の推進
- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する道路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
- (7) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (8) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
- (9) 飲料水用耐震性貯水槽の整備の推進

2 応急体制の確立、給水施設等の整備の推進

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

(1) 水源の確保

将来の水需要の増大に対応して新たな水源の確保に努める。

(2) 埋設管の被害軽減

埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努める。

(3) 災害時応急体制の確立

震災時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。

(4) 資機材の点検

応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

(5) 広域応援体制

震災時の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

- ア 水資源の確保・配給体制
- イ 災害時の応急復旧体制
- ウ 資機材の確保体制
- エ 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成
- オ 広域的水源対策（海水淡水化等）の活用
- カ 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保の検討

第2 下水道施設の災害防止

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道施設は、震災に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。

- (1) 耐震性の劣る配管から鉄管等への敷設替え推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 応急体制の確立、仮設トイレ等の整備の推進

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- (1) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水管網の現況把握及び台帳作成について検討する。
- (2) 震災時の緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、震災時には関係者と連携してその体制の実行に努める。
- (3) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- (4) 災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力体制を図っていく。
- (5) 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。
- (6) 下水道工事計画にあわせての老朽管路の更新を拡充する。

第3 電力施設の災害防止

九州電力株式会社は、地震・津波災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のために必要な予防措置を講ずる。

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進 第3 電力施設の災害防止】に準じる。

第4 ガス施設の災害防止

L Pガス事業者は、風水害、地震・津波、塩害、高潮、土砂崩れなどの災害に伴うガス施設被害防止のために必要な予防措置を講ずる。

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進 第4 ガス施設の災害防止】に準じる。

第5 通信施設の災害防止

西日本電信電話株式会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るために、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進 第5 通信施設の災害防止】に準じる。

第6節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

第1 危険物災害の防止

1 危険物施設の保安監督・指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物取扱者への保安教育の徹底

消防本部は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、消防法に基づく取扱作業の保安に関する講習を実施する。

第2 高圧ガス施設の災害防止

1 高圧ガス保安施設の監督・指導

消防本部は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、保安の確保に努めさせる。

また、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 高圧ガス取扱者への保安教育の徹底

県は、高圧ガス関係団体と連携し、高圧ガス施設又は事業所において、高圧ガス取扱作業に従事する者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

第7節 津波防災研究等の推進

市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査、研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。市は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）に基づいて、地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

また、地震防災対策特別措置法に基づき、市が実施する施設等の整備を定める。

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

2 計画年度

第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）

第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）

第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）

第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）

第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）

3 対象事業

地震防災対策特別措置法に基づき、市が実施する事業は、次の対策及び施設の整備等を対象とする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- (11) 上記（7）から（10）までにあげるもののはか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備、その他の施設又は設備
- (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような震災対策の事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物質の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備

市及び各防災関係機関は、地震災害時の被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、地方防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力の向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を震災発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。このため、市は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒步参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、市は、職員が地震発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（1）マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

（2）職員の参集体制

勤務時間内・外を問わず、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるよう職員の参集体制について、予め確立しておく。

(3) 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

2 災害警戒本部・警戒支部の運営体制の整備

(1) 警戒情報の収集、伝達体制

災害の兆候等、今後見込まれる災害の危険性を確認し、警戒すべき情報の収集、関係機関、住民への情報伝達体制を確認しておく。

(2) 組織動員・連絡体制

災害の発生、被害の拡大のおそれを考慮し、災害対策本部に移行するための基準等を確認し、災害対策本部の設置及び動員を確保できる組織並びに連絡体制を確立しておく。

3 災害対策本部・対策支部の運営体制の整備

地震発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

地震直後に参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に發揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 職員の育成

災害対策本部員が地震発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

- ア 動員配備・参集方法
- イ 本部の設営方法
- ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第1節 土砂災害等の防止対策の推進 第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備】に準じる。

第3 広域応援体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第1節 土砂災害等の防止対策の推進 第3 広域応援体制の整備】に準じる。

第2節 通信・広報体制の整備

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻そう等が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するよう、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第1 通信施設の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第2節 通信・広報体制の整備 第2 市の通信施設の整備】に準じる。

第2 関係機関の通信施設の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第2節 通信・広報体制の整備 第3 関係機関の通信施設の整備】に準じる。

第3 防災相互通信無線の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第2節 通信・広報体制の整備 第4 防災相互通信無線の整備】に準じる。

第4 非常通信体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第2節 通信・広報体制の整備 第5 非常通信体制の整備】に準じる。

第5 広報体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第2節 通信・広報体制の整備 第6 広報体制の整備】に準じる。

第3節 地震・津波観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

第1 地震・津波観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における地震・津波災害に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、地震・津波災害に関する気象業務体制の整備、充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

気象庁が発表する津波予報、地震・津波に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 地震・津波関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波予報及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 市の地震・津波観測体制の整備

現有施設の十分な活用を行うとともに、県及び気象台から発表される情報等を収集する。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

市は、気象警報等や気象関連情報を自動的にFAX受信する気象情報自動伝達システムを活用し、地震等の災害発生時等の警戒体制の確立に努める。

また、市は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに、主要な施設及び住民等（特に災害時要援護者施設）へ伝達する。

第3 震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第4節 消防体制の整備

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

第1 消防活動体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第4節 消防体制の整備 第1 消防活動体制の整備】に準じる。

第2 消防水利、装備、資機材の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第4節 消防体制の整備 第2 消防水利、装備、資機材の整備】に準じる。

第5節 避難体制の整備

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、地震・津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び海拔表示版等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際して、特に高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

1 避難予定場所の指定

市は、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内的一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

なお、市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等に

について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

指定避難所の指定方針

1 位置

- (1) 指定避難所の区域は、おおむね小学校単位等を原則とする。
- (2) 主要道路、河川を横断して避難することがないよう配慮する。
- (3) 指定避難所及び避難経路が危険箇所に近接しないよう配置する。

2 施設

- (1) 原則として、小中学校、消防センター等の既存の公共施設とするが、適當な公共施設が無い場合は、企業等の施設も活用する。
- (2) 地形・地盤条件等を考慮し、各地域で想定される様々な災害に対して、安全が確保される施設を指定する。
- (3) 緊急車両の駐車場所など、屋外に一定規模のスペースを確保する。
- (4) 地震発生時の緊急避難広場として、公園、広場等を指定する。

3 構造

耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限りバリアフリー化された施設とする。バリアフリー化されていない施設の場合は、障がい者用トイレの設置や入り口のスロープなどの段差解消のための設備を配置する。

4 収容人員

- (1) 地震被害想定等によって得られる最大規模の避難者数の収容を可能とすることを目標とする。
- (2) 一施設の収容人数は、概ね数百人程度までとする。
- (3) 一定の広さを確保し、余裕のある収容人員を設定する。
(1人あたり4畳(6.6 m²)程度)

2 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。特に学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 指定避難所における備蓄の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

4 指定避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や指定避難所の確保は、液状化、斜面崩壊、津波等の危険性を考慮し、また、適宜耐震診断や耐震改修に努め、安全点検を行う。避難路については、液状化、斜面崩壊、ブロック塀の倒壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

また、避難路沿いに標高や指定避難所までの距離・時間を示した標識等の整備に努める。併せて、指定避難所や避難路のバリアフリー化に努める

5 一時避難場所の確保

自主防災組織によっては、指定避難所への緊急避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市長は、地震の発生に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者避難（避難に時間をする高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立ち退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。

（以下、震災対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ 市長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

ウ 市長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、市内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるものほか、本地域防災計画により行う。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 市長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、実施要領を定めておく。

イ 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、市長及び関係機関に報告または通知する。

ウ 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、または各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長、地域振興連絡協議会長）に報告しなければならない。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障がい者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに指定避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員の配置、車両による移送などの方法を講じておく。

2 自主避難体制の整備

(1) 市は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

(2) 自主防災組織は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 住民は、災害の発生する危険性を感じた場合や土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(4) 「届出避難所」は、市の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

3 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達体制

避難指示等の伝達については、迅速に、しかも関係者に徹底するようを行う。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておく。

(2) 伝達方法等の周知

避難指示等の伝達方法等については、各種防災訓練及び防災研修会等を通じて住民へ周知するよう努める。

(3) 伝達方法の工夫

市長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、県の定める「市町村避難行動要支援者モデルプラン」を参考にして、市は、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者の掌握に努めるとともに、避難行動要支援者台帳を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておく。

(3) 要配慮者の特性に合わせた指定緊急避難場所等の指定・整備

指定避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、N P O 法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。指定避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般的の指定避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた福祉避難所で避難生活ができるよう配慮する。

第3 各種施設における避難体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第3 各種施設における避難体制の整備】に準じる。

第4 指定避難所の収容・運営体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第4 指定避難所の収容・運営体制の整備】に準じる。

第6節 救助・救急体制の整備

津波や地震時には、建物倒壊、火災、水害、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助、救急体制の整備

1 関係機関等による救助、救急体制の整備

地震災害時には多数の建物被害が発生し、数十から数百の要救出現場や多数の重軽傷者が予想される。このため市、消防機関及び関係機関等は、次の救助、救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

- (1) 消防本部、消防署を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 市は、市内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、県及び消防本部と連携し、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、消防団員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 津波や地震災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (7) 警察署、自衛隊、海上保安部及び関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。
- (8) 消防団は日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

2 孤立化集落対策

市は、地震・津波災害等で孤立化が予想される地域について、県が定める「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や被害が想定される地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

ア 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

イ 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

ウ 人工透析患者などの緊急輸送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

エ 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

(1) 孤立化のおそれのある集落の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考に、警察、消防、土木事務所、NTT西日本等防災関係機関から意見を聴取する。

ア 道路状況

(ア) 集落につながる道路等において迂回路がない。

(イ) 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

(ウ) 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

(エ) 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

イ 通信手段

(ア) 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

(イ) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

(2) 孤立化の未然防止対策

市は、孤立化を未然に防止するため、県及び防災関係機関等と連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（町内会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

- イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九州電力、N T T西日本などの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- エ 防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- オ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

(3) 孤立化した場合の対応

- ア 市は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- イ 指定避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ウ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

3 住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。このため、一般住民は、日頃から防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助、救急用装備・資機材の整備

土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助救急事象に対応するため、各消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材を整備する。

また、災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、消防本部と連携して高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

第3 救助の実施体制の構築

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備及び人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第7節 交通確保体制の整備

津波や地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、救急輸送路を確保することが必要である。このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第1 交通規制の実施責任

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第7節 交通確保体制の整備 第1 交通規制の実施責任】に準じる。

第2 交通規制の実施体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第7節 交通確保体制の整備 第2 交通規制の実施体制の整備】に準じる。

第3 緊急通行車両の事前届出・確認

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第7節 交通確保体制の整備 第3 緊急通行車両の事前届出・確認】に準じる。

第8節 輸送体制の整備

災害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第1 輸送体制の整備方針

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第8節 輸送体制の整備 第1 輸送体制の整備方針】に準じる。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第8節 輸送体制の整備 第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定】に準じる。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第8節 輸送体制の整備 第3 緊急輸送道路啓開体制の整備】に準じる。

第9節 医療体制の整備

震災時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第1 緊急医療体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第9節 医療体制の整備 第1 緊急医療体制の整備】に準じる。

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第9節 医療体制の整備 第2 医療用資機材・医薬品等の整備】に準じる。

第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等の整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料の供給体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第1 食料の供給体制の整備】に準じる。

第2 飲料水の供給体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第2 飲料水の供給体制の整備】に準じる。

第3 生活必需品の供給体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第3 生活必需品の供給体制の整備】に準じる。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置】に準じる。

第5 住宅の確保対策の事前措置

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第5 住宅の確保対策の事前措置】に準じる。

第6 文化財に関する事前措置

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第6 文化財に関する事前措置】に準じる。

第7 総合防災力の強化に関する対策

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第7 総合防災力の強化に関する対策】に準じる。

第3章 市民の防災活動の促進

地震・津波等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

地震・津波等の災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図るとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進する。

第1 市民に対する防災知識の普及啓発

1 基本的な考え方

(1) 市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 市等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自動的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること

- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては1日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性、海底噴火に伴う津波など火山性津波の発生など、津波の特性に関する情報
- エ 津波や地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- オ 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動
- カ 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること

第2 市民に対する防災知識の普及啓発

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第1 市民に対する防災知識の普及啓発】に準じる。

第3 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施】に準じる。

第4 県防災研修センターを活用した研修・訓練等の実施

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第3 県防災研修センターを活用した研修・訓練等の実施】に準じる。

第2節 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。訓練に当たっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的実施】に準じる。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市等の行政機関及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

市は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、自主防災組織への助言や、育成強化のため研修・訓練、情報提供に努める。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第1 地域の自主防災組織の育成強化】に準じる。

第2 防災リーダー等の育成強化

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第2 防災リーダー等の育成強化】に準じる。

第3 事業所の自主防災体制の強化

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第3 事業所の自主防災体制の強化】に準じる。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事務所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを市防災計画の素案として、市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第4節 防災ボランティアの育成強化 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備】に準じる。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第4節 防災ボランティアの育成強化 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備】に準じる。

第6節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二時災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。このため、市は、企業防災に資する情報の提供等を勧めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも、的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

また企業は、豪雨や防風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいを持つもの、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による市内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における災害時要援護者対策

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第5節 要配慮者の安全確保 第1 地域における要配慮者対策】に準じる。

第2 社会福祉施設・病院等における災害時要援護者対策

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第5節 要配慮者の安全確保 第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策】に準じる。

第3部 震災応急対策

第1章 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、応急活動体制を確立する。

また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要があることから、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

市及び関係機関は、地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 災害状況等に応じた活動体制の確立

1 災害対策準備体制

(1) 情報収集体制

鹿屋市管内で震度4以上の地震を観測した場合、又は、津波注意報が発表された場合等は、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、安全安心課等職員により「情報収集体制」をとる。

(2) 情報収集体制要員

本部に安全安心課等、支部に住民サービス課等の要員を置く。

2 災害警戒本部・支部の設置

(1) 災害警戒本部

市は、地震による災害の発生又は津波警報の発表等により、災害が予想される場合において、災害対策本部の設置に至らない状況で災害情報の収集、予防応急対策等の災害対策を効率的に実施するため、災害警戒本部を市長の指示により設置する。

また、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は、災害対策本部を設置した時は災害警戒本部を廃止する。

表 設置基準

種別	項目	基準等
設置基準	設置基準	① 鹿屋市管内で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、若しくはこれ以下の地震でも災害が発生した場合 ② 津波警報が発表された場合 ③ 特別警報（大津波警報）が発表された場合

ア 組織

災害警戒本部には、災害警戒本部長に副市長、副本部長に市民生活部長をもつて充て、本部長の指名する災害警戒要員を置く。

イ 災害警戒本部の分掌事務

- (ア) 気象情報等の収集に関すること
- (イ) 被害状況の把握に関すること
- (ウ) 職員への連絡、報告に関すること
- (エ) 関係機関への連絡体制に関すること
- (オ) 市災害対策本部への移行準備に関すること

ウ 災害対策本部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制（第1配備体制）をとる。

(2) 災害警戒支部**ア 設置**

総合支所は、地震による災害の発生又は各種の気象警報等の発表により、災害が予想される場合において、災害警戒本部の設置と並行して、総合支所に災害警戒支部を市長の指示により設置する。

なお、災害警戒支部長には総合支所長をもって充てる。

イ 災害対策支部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合、市長にその旨を報告し、災害対策支部に移行しうる体制（第1配備体制）をとる。

3 災害対策本部・支部の設置**(1) 災害対策本部****ア 設置又は廃止****(ア) 災害対策本部の設置基準**

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- a 市内で震度6弱の地震が発生した場合、若しくはこれ以下の地震でも災害が発生した場合
- b 津波警報が発表された場合
- c 特別警報（大津波警報）が発表された場合

(イ) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

イ 組織

災害対策本部には、災害対策本部長に市長を、副本部長に副市長を、本部付に市民生活部長を、また災害対策本部員には各対策部長をもって充てる。

ウ 配備体制

災害対策本部は、第1配備から第4配備体制により動員配備を行う。

エ 配備の指定

本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

(2) 災害対策支部

ア 設置

総合支所は、大規模な地震による災害の発生した場合等において、災害対策本部の設置と並行して、総合支所に災害対策支部を市長の指示により設置する。

なお、災害対策支部長には総合支所長をもって充てる。

イ 配備体制

市災害対策支部は、災害の規模に応じ、第1配備から第4配備体制により動員配備を行う。

なお、大規模な災害又は総合支所地域の局地的な災害により、本庁舎との連絡がとれない場合、単独で災害対策支部を設置し、必要な動員配備を行い災害対策にあたる。

4 現地対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、大規模な災害が発生するなど、現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部は、「鹿屋市災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき廃止する。

5 災害対策本部及び災害警戒本部の設置又は廃止の通知

市は、災害対策本部及び災害警戒本部を設置又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

6 緊急時の災害対策本部設置の決定等

災害対策本部の設置が必要な地震が発生し、通常の災害対策本部設置の事務手続きを行うことができない場合、連絡担当者（市民生活部長）が市長に必要事項を報告し、災害対策本部の設置を協議する。

(1) 市長に対し報告すべき事項

- ア 地震の規模
- イ その時点で把握している被害状況
- ウ 被害予測
- エ 対応状況
- オ その他必要な事項

(2) 市長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位

市長に事故や不測の事態があった場合は、次に定める順位により、市長の職務を代理する。

- ア 副市長
- イ 市民生活部長
- ウ 安全安心課長

7 本部会議の開催

本部会議は、災害対策本部員によって構成し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

第2 災害対策本部組織

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第2 災害対策本部組織】に準じる。

第3 災害対策本部（支部）の分掌事務

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第3 市災害対策本部（支部）の分掌事務】に準じる。

第4 市の動員配備計画

1 配備体制

体制・配備区分	配備基準	配備体制
情報収集体制 (主として、情報の収集及び報告を任務として活動する体制)	鹿屋市管内で震度4以上の地震を観測した場合において、その災害の程度が災害対策本部及び災害警戒本部を設置するに至らないとき。	<p>【本 庁】</p> <p>○安全安心課…2名以上</p> <p>【総合支所】</p> <p>○住民サービス課…1名以上</p>

体制・配備区分	配備基準	配備体制	
災害警戒本部(支 部)体制 (災害関係課の職 員で情報収集、 連絡活動及び応 急対策が円滑に 行える体制)	① 震度5弱又は5強の地震 が観測され、その対策を要 すると認めたとき ② 津波警報が発表されたと き ③ その他、本部長が必要と 認めたとき	【警戒本部】 ○安全安心課…3名以上 ○別記1「警戒本部」に掲げる課 (所属長が必要と認める人数) 【警戒支部】 ○住民サービス課…2名以上 ○別記1「警戒支部」に掲げる課 (所属長が必要と認める人数)	
災 害 対 策 本 部 (支 部) 体 制 (災 害 の 状 況 等 に 応 じ て、 各 種 災 害 応 急 対 策 を 実 施 す る 体 制)	第 1 配 備	① 地震・津波により比較的 軽微な災害若しくは局地的 な災害が発生し、又は発生 するおそれのある場合。 ② 特別警報（大津波警報） が発表された場合	【対策本部】 ○本部総括本部連絡班：4名以上 ○別記2「対策本部」に掲げる対策部の関 係班、その他対策が必要な対策部の関係 班(対策部長が必要と認める人数) 【対策支部】 ○総務班：3名以上 ○別記2「対策支部」に掲げる班、その他 対策が必要な対策班(支部長が必要と認 める人数)
		地震・津波により相当の被 害が発生し、又は発生するお それのある場合	第1配備を基準とし、災害の状況等に応 じて配備
	第 2 配 備	① 市内に震度6弱以上の地 震が発生したとき ② 市内に震度5強以下の地 震若しくは津波が発生し、 相当の被害が発生し、又は 発生するおそれのある場合	【対策本部】 ○本部総括本部連絡班：8名以上 ○全対策部(対策部長が必要と認める人数) 【対策支部】 ○総務班：5名以上 ○全対策班(支部長が必要と認める人数)
		① 市内に震度6強以上の地 震が発生したとき ② 市内に震度6弱以下の地 震若しくは津波が発生し、 甚大な被害が発生し、又は 発生するおそれのある場合	全対策部（全員）

(別記1)

「警戒本部」建設部関係課、農林商工部関係課、政策推進課、デジタル推進課、消防対策部
 「警戒支部」産業建設課

(別記2)

「対策本部」建設対策部、農林商工対策部、市民環境対策部、教育対策部、政策推進課

デジタル推進課、上下水道対策部、消防対策部

「対策支部」建設維持班、産業振興班、市民生活班、教育班

2 報告及び職員の状況把握

(1) 本市に激甚な災害が発生したと認められる場合は、本部連絡班は、市長に対して次の必要事項を報告し、災害対策本部を設置する。

ア 報告事項等

- (ア) 市長等の所在の確認
- (イ) 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況
- (ウ) 災害対策本部の設置
- (エ) 登庁方法の確認
- (オ) その他必要な事項

(2) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、又は事故がある場合は、副市長のほか市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、災害対策本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。

(3) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、又は市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、又は職務を引き継ぐ。

(4) 登庁の報告について

ア 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班でとりまとめて本部総務班に報告する。

イ 各班を統括する者は、職員の登庁状況について本部総務班に定期的に報告する。

ウ 本部総務班は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。

エ 本部総務班は、災害対策本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

(5) 情報の収集について

ア 職員は、速やかに集合するとともに、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握し、所属する班長に報告する。

また、各部はその被害状況をとりまとめ、情報収集班に報告する。

イ 消防対策班及び消防団は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

3 自主参集

(1) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であってもテレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(2) その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

また、配備基準に照らして第4配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたる。

第2節 情報伝達体制の確立

地震災害や津波災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急性の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 市の災害通信要領

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第1 市の災害通信要領】に準じる。

第2 通信計画

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第2 通信計画】に準じる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

地震による大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県及び市は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第1 災害救助法の実施機関】に準じる。

第2 災害救助法の適用基準

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第2 災害救助法の適用基準】に準じる。

第3 災害救助法の適用手続き

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第3 災害救助法の適用手続き】に準じる。

第4 救助の実施程度、方法及び期間

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4 救助の実施程度、方法及び期間】に準じる。

第4節 広域応援体制

大規模な地震・津波災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。このため、県、市及び防災関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び市においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

第1 災害情報・被害情報の分析

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第1 災害情報・被害情報の分析】に準じる。

第2 応援派遣要請の方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第2 応援派遣要請の方法】に準じる。

第3 県市町村間等の相互応援要請

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第3 県市町村間等の相互応援要請】に準じる。

第4 他市町村への応援の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第4 他市町村への応援の実施】に準じる。

第5 協定に基づく応援派遣要請

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第5 協定に基づく応援派遣要請】に準じる。

第5節 自衛隊の災害派遣

大地震が発生した場合、被害が拡大し、市や県、各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

第1　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第1　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法】に準じる。

第2　自衛隊の災害派遣活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第2　自衛隊の災害派遣活動】に準じる。

第3　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第3　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等】に準じる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策】に準じる。

第2 公共職業安定所の労働者供給

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第2 公共職業安定所の労働者供給】に準じる。

第3 応援要請による技術者等の動員

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第3 応援要請による技術者等の動員】に準じる。

第4 従事命令等による労働力の確保

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第4 従事命令等による労働力の確保】に準じる。

第7節 ボランティアとの連携

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第1 ボランティアの受入れ、支援体制】に準じる。

第2 ボランティアの受付、登録等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第2 ボランティアの受付、登録等】に準じる。

第8節 災害警備体制

災害警備については、鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）に定める災害警備体制により、県警察本部が行う。

第1 災害警備体制

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第8節 災害警備体制 第1 災害警備体制】に準じる。

第2 自衛警備活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第8節 災害警備体制 第2 自衛警備活動】に準じる。

第2章 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 津波予報及び地震情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される津波予報及び地震情報・津波予報等は、基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による津波予報、地震・津波に関する情報の発表

1 地震及び津波に関する情報の発表

（1）緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-AERT）経由による市の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、（緊急地震速報警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

（2）地震情報

気象庁が発表する地震情報を、下表に示す。

表 地震情報

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分（鹿児島県は、薩摩、大隅、十島村、甑島、種子島、屋久島等8地域に分割）と地震の揺れの発現時刻を速報

情報の種類	発表基準	内 容
震源に関する情報	震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震源に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(3) 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。

当該情報の種類と発表条件は下表のとおり。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分:鹿児島県は、薩摩、大隅、甑島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上情報(大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他 の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で大規模の地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(4) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表 津波予報の種類と解説

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的な表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない、海の中にいる人はただちに生みから上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m (表記無し)		

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(5) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻、津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大派の観測値については、観測された津波の高さが、低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測事項と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。

また観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができるいるほかの観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

表 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ \leq 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ \geq 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ \leq 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ \leq 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

表 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100kmを超える沖合の観測点）

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
津波注意報のみ発表中	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報等の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によっては大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。
また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(6) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次頁の内容を津波予報で発表する。

表 津波予報の発表基準と発表内容

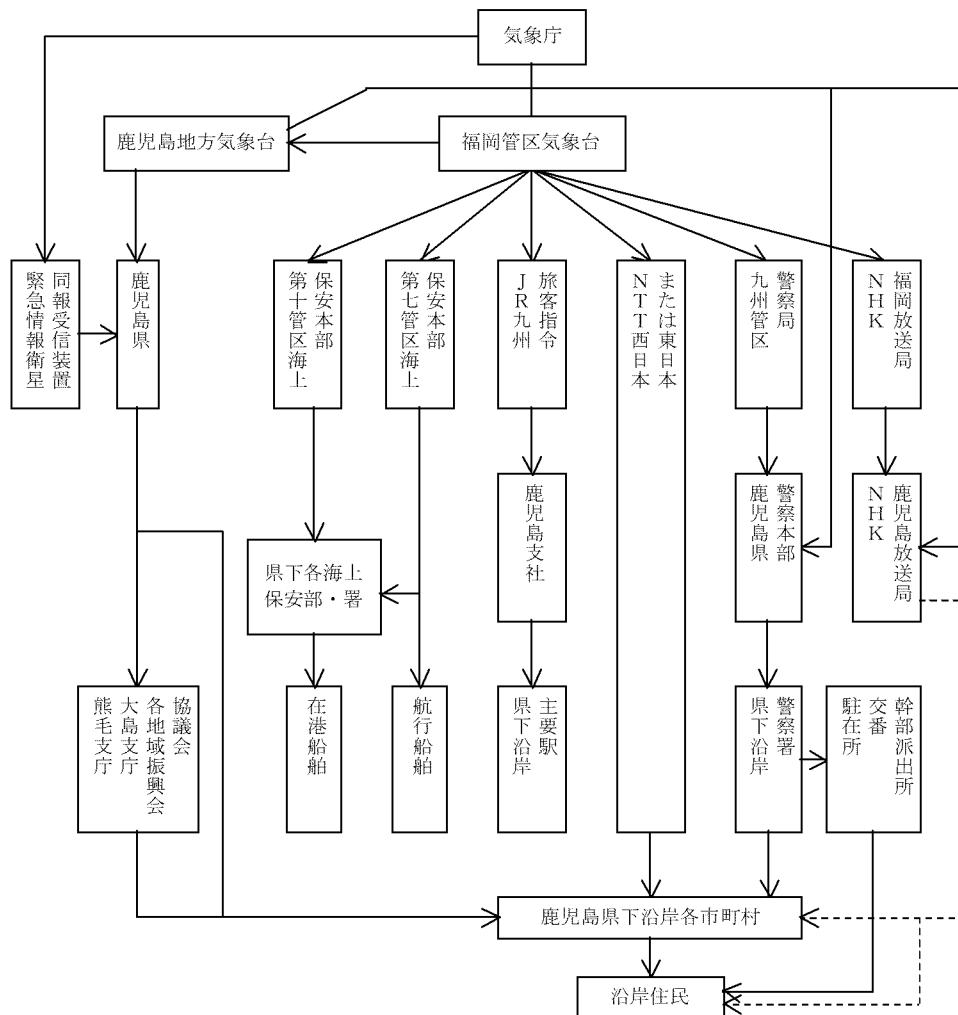
	情報の種類	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 地震・津波情報等の受信・伝達

1 地震・津波情報等の伝達系統

津波予報の伝達系統は、次のとおりである。

図 津波予報の基本的伝達系統



(注) 緊急情報衛星同報受信装置は防災情報提供装置の補完である。

2 地震・津波情報等の受信・伝達

(1) 勤務時間外の地震・津波情報等の受信

勤務時間外において、警備員が気象庁発表の津波情報、津波警報を受信した場合、直ちに安全安心課長にその旨を報告する。

(2) 安全安心課長による地震・津波情報等の伝達

安全安心課長は、地震・津波に関する情報等を受信したときは、その情報を関係連絡先に伝達するとともに、関係課長に対しても所要の伝達の確実を期するため、津波注意報、津波警報の全文を、原文のとおり伝達する。

(3) 各課の対応

各課長は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

第3 地震津波に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。

(1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 市の対応

市は、防災行政無線等や放送機関を通じて、また、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。津波に関する情報は、次のとおりである。

表 津波に対する警戒呼びかけ、避難の指示の基準（例示）

	基 準	対 応
津波に対する警戒及び海岸部への避難指示	震度4（と思われる）の地震を感じたとき。又は、津波注意報を入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を指示する（海岸避難指示）。 また、他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する避難の指示	震度5以上（と思われる）の地震を感じたとき、又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは、津波警報を入手したとき。	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。（避難の指示）

2 津波の監視警戒

市は、揺れを感じた場合には、津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒する。特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

(1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

(2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡する必要がある。このため、特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県、周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報等の収集・伝達

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第1 災害情報等の収集・伝達】に準じる。

第2 災害情報等の報告警戒避難期の応急対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第2 災害情報等の報告】に準じる。

第3節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。このため、行政及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を市、県及び周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 市による広報

1 広報内容

地震時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に配慮する。

(1) 津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

地震を感じたときは、事前に定めた広報要請により、津波危険地域の住民等に対して避難を指示するとともに、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。

広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

(2) 災害発生直後の広報

地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- ア 出火防止、初期消火の喚起・指示
- イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人名の救出活動の喚起・指示
- ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

以下の内容の広報を実施する。

- ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- イ 地区別の避難所
- ウ 混乱防止の呼びかけ（不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオ、行政機関のホームページ、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM、告知放送から情報を入手するようになど。）

エ 安否情報（安否情報については、「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。）

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

（4）広報及び情報等の収集要領等

ア 対策各班は、広報を必要とする場合、安全安心課（本部連絡班）を経由して政策推進班に連絡し、広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、安全安心課（本部連絡班）において収集する。

ウ 広報担当部署が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、安全安心課（本部連絡班）を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

（1）市は、次の各伝達手段によって広報活動を行う。

ア 市が保有する防災行政無線等

イ サイレン吹鳴装置（無線）

ウ インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）

エ 緊急速報（エリアメール等）

オ コミュニティFM

カ ワンセグ放送

キ 告知放送

ク 広報車、各消防分団車による巡回

ケ 市職員・消防団・自主防災組織・町内会長等による巡回

コ 広報紙、ポスター

サ テレビ、ラジオ、新聞等報道関係

シ Lアラート（災害情報共有システム）

ス その他

（2）広報車による広報を行う場合は、簡潔でわかりやすい内容で明確に行う。

3 放送機関に対する広報の要請

政策推進班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。

なお、市においては、かのやコミュニティ放送と締結している「災害時の放送に関する協定書」（資料編 参照）に基づき、直接放送を依頼し、きめ細やかな情報を提供する。

また、災害の発生が時間的に迫っていて、市が利用できる通信機能がマヒした場合には、災害対策基本法第57条の規定により、県が放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県へ要請する。

なお、市は、県が行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

第2 関係機関等による広報

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第2 関係機関等による広報】に準じる。

第3 報道機関に対する発表

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第3 報道機関に対する発表】に準じる。

第4節 消防活動

地震災害時は、都市地域を中心に火災が予想されるため、市及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

また、市は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第1 市及び市民による消防活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第1 市及び市民による消防活動】に準じる。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第2 消防応援協定に基づく消防活動】に準じる。

第5節 危険物の保安対策

地震災害時は、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。このため、消防関係機関は、災害状況によっては、他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 市・事業所による対策

1 市による対策

市は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、市の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う自体が予想される。このため、市は、水防団等を出動させ、必要に応じて県及び地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 地震時の河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「鹿屋市水防計画書」に準じて活動を行う。

1 地震時の水防体制の確立

市は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「鹿屋市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

2 地震による河川施設の被害状況等の把握

市は、「鹿屋市水防計画書」に定めた方法に準じて、所管する河川施設や溜池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

3 地震時の河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（1）地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

（2）溜池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（3）河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

（4）その他の水防活動の実施

河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 地震時の土砂災害防止体制の確立

地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

（1）土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県及び市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

（2）警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

（3）専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市町村の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

（4）土砂災害防止法に基づき緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による越水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。市町村は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第7節 避難の指示、誘導

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

市長は、避難措置実施の第1次責任者として、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手する。

また、常に適切な措置を講ずるため、警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求める。

2 避難対策の必要性の早期判断

(1) 津波からの避難の実施

地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。したがって、地震とともに同時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、市・消防本部等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 二次災害防止のための避難対策

鹿児島湾直下地震時は、地震火災からの避難が想定される。

また、県北部等山間部を震源とする地震時は、斜面崩壊による避難等が想定される。したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

第2 避難指示権

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第1 避難指示権】に準じる。

第3 避難指示等の発令

市は、地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。市は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令するなど、速やかに的確な避難指示等を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達するものとする。

第4 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

第5 市長不在等の場合の権限の委任

市長と速やかに連絡がとれない場合等の権限の委任については、【第1章活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第1 災害状況に応じた活動体制の確立 6 緊急時の災害対策本部設置の決定等】の設置権者代理順位に準じる。

第6 避難指示等の伝達

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第3 避難指示等の伝達】に準じる。

第7 避難の誘導等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第4 避難の誘導等】に準じる。

第8 広域避難

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第5 広域避難】に準じる。

第8節 救助・救急

震災時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施努めるよう要請するものとする。

第1 救助、救急活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急 第1 救助、救急活動】に準じる。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急 第2 救助・救急用装備・資機材の調達】に準じる。

第9節 交通確保・規制

震災時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通規制の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第8節 交通確保・規制 第1 交通規制の実施】に準じる。

第2 緊急通行車両の確認等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第8節 交通確保・規制 第2 緊急通行車両の確認等】に準じる。

第10節 緊急輸送

震災時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第1 緊急輸送の実施】に準じる。

第2 緊急輸送方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第2 緊急輸送方法】に準じる。

第3 緊急輸送に伴う表示

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第3 緊急輸送に伴う表示】に準じる。

第4 緊急輸送道路

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第4 緊急輸送道路】に準じる。

第5 災害救助法の基準

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第5 災害救助法の基準】に準じる。

第11節 医療・助産・メンタルケア

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、応急の医療活動が必要となる。このため、応急的医療、助産及び被災者等への心のケアを円滑な実施を図るものである。

第1 緊急医療の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第1 緊急医療の実施】に準じる。

第2 医薬品・医療用資機材の供給

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第2 医薬品・医療用資機材の供給】に準じる。

第3 搬送体制の確保

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第3 搬送体制の確保】に準じる。

第4 情報収集・連絡体制

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第4 情報収集・連絡体制】に準じる。

第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策】に準じる。

第6 被災者の健康状態の把握

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第6 被災者の健康状態の把握】に準じる。

第7 災害救助法の基準

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用】に準じる。

第12節 要配慮者への緊急支援

震災時には高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動を取りにくく被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第1 要援護者に対する対策】に準じる。

第2 社会福祉施設等に係る対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第2 社会福祉施設等に係る対策】に準じる。

第3 高齢者及び障がい者に係る対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第3 高齢者及び障がい者に係る対策】に準じる。

第4 児童に係る対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第4 児童に係る対策】に準じる。

第5 観光客及び外国人に係る対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第5 観光客及び外国人に係る対策】に準じる。

第3章 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

震災時には、ライフラインの途絶や住居等の家屋崩壊及び焼失等により、多数の避難所が必要となることが予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営の実施方針を定める。

第1 避難所の開設等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第1 避難所の開設等】に準じる。

第2 避難所の管理運営

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第2 避難所の管理運営】に準じる。

第3 広域的避難収容・移送

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第3 広域的避難収容・移送】に準じる。

第2節 食料の供給

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第1 食料の調達

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第1 食料の調達】に準じる。

第2 食料の供給

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第2 食料の供給】に準じる。

第3 食料の輸送

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第3 食料の輸送】に準じる。

第3節 応急給水

震災時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急性、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 給水の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 給水 第1 給水の実施】に準じる。

第2 給水施設等の応急復旧

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 給水 第2 給水施設等の応急復旧】に準じる。

第4節 生活必需品の給与

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与】に準じる。

第5節 感染症予防対策

震災時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第5節 感染病予防対策】に準じる。

第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災及び津波水害等により、大量のごみの発生が予想される。

また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第1 し尿処理対策】に準じる。

第2 ごみ処理対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第2 ごみ処理対策】に準じる。

第3 死亡獣畜の処理対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第3 死亡獣畜の処理対策】に準じる。

第4 障害物の除去対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第4 障害物の除去対策】に準じる。

第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

震災時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第1 行方不明者の搜索】に準じる。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第2 遺体の収容、処理、埋葬】に準じる。

第8節 住宅の供給確保

震災時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第8節 住宅の供給確保 第1 住宅の確保・修理】に準じる。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行う。

第9節 文教対策

震災時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 文教対策 第1 応急教育の実施】に準じる。

第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 文教対策 第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金】に準じる。

第3 文化財の保護

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 文教対策 第3 文化財の保護】に準じる。

第10節 義援物資等の取扱

大震災時には、全国から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。全国から寄せられた義援金及び義援物資を公平、かつ適正な配分を行うために、その取扱について定める。義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金品の受入れ計画

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 義援物資等の取扱 第1 義援金品の受入れ計画】に準じる。

第2 受付方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 義援物資等の取扱 第2 受付方法】に準じる。

第3 配分方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 義援物資等の取扱 第3 配分方法】に準じる。

第11節 農林水産業災害の応急対策

震災時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 事前及び事後対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第11節 農林水産業災害の応急対策 第1 事前及び事後対策】に準じる。

第2 応急対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第11節 農林水産業災害の応急対策 第2 応急対策】に準じる。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

震災時には、地震動等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、本計画は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定める。

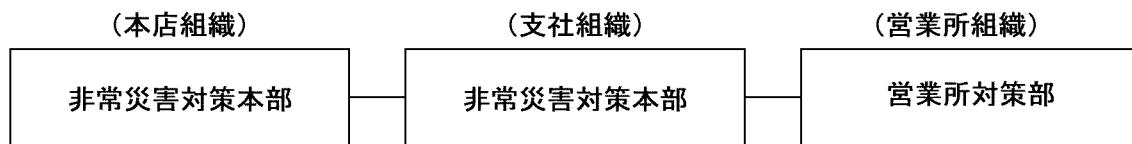
第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

九州電力株式会社は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。特に、供給区域内で震度5以上地震が発生した場合は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

図 災害対策組織



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治体等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等による直接当該地域への周知を行う。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内で震度5以上の地震が発生した場合は、対策要員は呼称を待つことなく所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、震災時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

震災に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2節 ガス施設の応急対策

震災時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。

さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画】に準じる。

第3節 上水道施設の応急対策

震災時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第4節 下水道施設の応急対策

震災時には、地震動や液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第5節 電気通信施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急性度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第4部 震災復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第1 災害復旧事業等の推進】に準じる。

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害に関する調査】に準じる。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第2節 激甚災害の指定 第2 特別財政援助額の交付手続き等】に準じる。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被害者の生活確保

第1 市民生活相談

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第1 市民生活相談】に準じる。

第2 災害廃棄物等の処理(がれき処理)

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第2 災害廃棄物等の処理(がれき処理)】に準じる。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項】に準じる。

第4 被災者生活再建支援金の支給

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第4 被災者生活再建支援金の支給】に準じる。

第5 被災者生活支援金の支給

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第5 被災者生活支援金の支給】に準じる。

第6 災害弔慰金等の支給

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第6 災害弔慰金等の支給】に準じる。

第7 税の減免措置

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第7 税の減免措置】に準じる。

第8 職業のあっせん等

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第8 職業のあっせん等】に準じる。

第9 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第9 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱
及び援護対策】に準じる。

第2節 被災者への融資措置

第1 民政関係の融資

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第2節 被災者への融資措置 第1 民政関係の融資】に準じる。

第2 住宅資金の融資

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第2節 被災者への融資措置 第2 住宅資金の融資】に準じる。

第3 農林漁業関係の融資

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第2節 被災者への融資措置 第3 農林漁業関係の融資】に準じる。

第4 商工業関係の融資及び利子補助

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第2節 被災者への融資措置 第4 商工業関係の融資及び利子補助】に準じる。